



中藤っ子

LOVERS

令和6年度

No. 10

福井市中藤小学校だより

発行日 令和7年1月31日(金)

〒910-0837

福井市高柳 3-3001

TEL:54-3823

FAX:54-3874

1月「いく」 2月「にげる」 光陰矢のごとし

今年の冬は暖冬なのか、大寒を迎えても日中は比較的暖かい日があり、時折降る雪も淡雪のため降ってはすぐ解けてしまいます。

2025年が始まって、早ひと月が経ちました。児童が学校に登校する日数も実質30数日程度となりました。昔から「1月は行く、2月は逃げる…」と言われるように、この時期、日の経つのが早く感じられます。学年のまとめ、次年度の準備を考えますと、一日一日が大切になってきます。年末から全国的にはインフルエンザ等の感染症の流行期が続いていますが、学校では、手洗い、換気、必要に応じたマスク着用で残された日々を大切に過ごしたいと思います。ご家庭でもご協力をお願いします。



(文責：勝木)

ある日の出来事から

1年の計 さあ、実行開始！

～ 冬季休業明け 授業再開 ～

1月8日、今シーズン最強寒波襲来ということで、シャーベット状の雪が積もった中を、児童は元気よく登校してきました。

全校朝礼の話は、想像力を身につけることの大切さについて、でした。「なぜ？」と想像してみることで、見方や考え方が広がって行くことを話しました。教室での活動では、冬休みの出来事すごろくをしている学級がいくつか見られました。児童は、駒が止まったところのテーマについて話をしていました。それぞれのグループで盛り上がっていました。



いじめはしない、させない、許さない ～6年生「情報モラル講習会」～

1月9日、6年生を対象に、市教育委員会の方を講師に招いて「情報モラル講習会」がありました。テーマは、「SNSなどインターネットによるいじめ」についてです。SNSには、便利な面がある一方で、使い方を間違えると依存症になったり、人間関係のトラブルを招いたり、犯罪の被害者や加害者になったりデメリットがあることを学びました。また、誹謗中傷の悪口が世の中ではどう見られているか、いじめの原因を知ることでの対処法を知ったり、訴えられた場合はどうなるかなどを教えていただいたりしました。最後に、いじめの加害者にならない方法を聞いて講習会は終わりました。

講習会を通して、いじめのトラブルに巻き込まれないようにしてほしいと思います。



極寒の中で、ありがとうございます

～ PTA 旗持ち当番活動 ～

1月10日、「日本海側、最強寒波襲来！記録的な大雪」というニュースで心配しましたが、積雪は思いのほか少なく安堵しました。それでも気温は低く極寒の中、夏は夏で酷暑の中、雨の日も風の日も見守り隊の方やPTA旗持ち当番の皆さんには、児童の登校を見守っていただいております、感謝の念に堪えません。

どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。



【お知らせ】 中藤小学校ブログ「中藤っ子Web日誌」の様式が変わりました。

学校探検に来ました

～ 認定こども園児 学校訪問 ～

1月22日、幼小連携でお世話になっている「三心わくわく認定こども園」から年長児23名が来校し、学校の中を見学しました。1年生教室を始め、音楽室や体育館などを見て回りました。最後に、考えてきた質問の答えを聞いて終わりました。いろんな質問が出て、関心の高さを感じました。

2月4日には「わくわく交流デー」があります。この日、学校の様子を見て安心してでしょうか。次に会えるのを楽しみにしています。



校長室から「いじめ」ってなに？ ～「いじめ防止対策推進法」から考える～

いじめの防止等の対策を推進するために、平成25年「いじめ防止対策推進法」が施行されました。今回は、いじめについて、考えてみたいと思います。

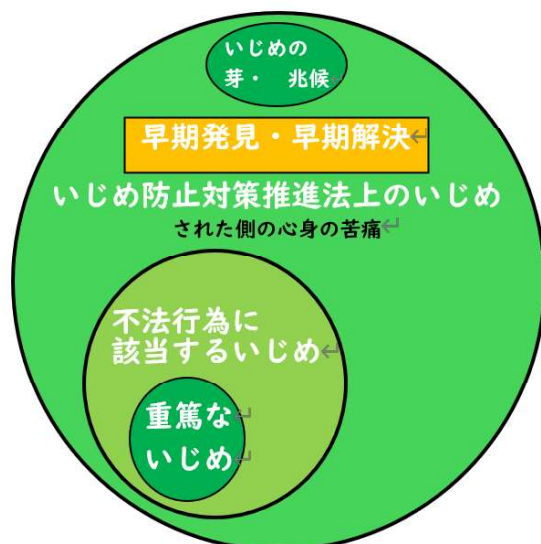
まず、この法律では、「**児童等は、いじめを行ってはならない**」(第4条)と定められています。また、いじめとは、「**心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われることも含む)であって、対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」と定義づけられました。つまり、暴力・暴言などの故意の攻撃のみならず、無視やからかい、カッとなって行った衝動的な言動、悪気のない、よかれと思った言動に対しても、**被害児童が「いやだな」と思ったら、いじめに該当することになりました**。学校で毎月行っているアンケートでも、そのような観点で調査し、聞き取りや必要かつ柔軟な指導を行っています。

ただ、この法律に該当するいじめであっても、即座に不法行為に該当するものではありません。なぜなら、学校は発達過程にある児童が人格形成を行っていく場であることから不愉快な経験や他者との摩擦があることを前提にしており、法律では、行為の具体的な性質や前後の状況を総合的に考慮した上で、**社会通念上許容される限度を超えるものに限り、不法行為に該当するもの**としているようです。

なぜ、この法律の定めるいじめが不法行為に及ばないものまで含めているかというと、過去の事例をみると、ほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺などの重大な事態に至ることもあるからです。つまり、**深刻ないじめに至らせないためには、軽微なものであっても早期に発見し、組織的に対応して早期に解決することが重要**だからです。「いじめ防止対策推進法」は、広くいじめを定義することで、早期発見・早期解決をねらいとしており、積極的にいじめを認知することは、深刻ないじめを排除する上でも大切です。

いじめの中には、犯罪行為に相当するものがあることは事実です。この法律では、「**学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない**」(第23条)と定められています。事例として、繰り返し殴ったり蹴ったりする(暴行)、特定の人物の誹謗中傷(名誉毀損、侮辱)、不適切な写真や動画の投稿(児童ポルノ提供等)などが上げられています。学校は、このような事案が認められた場合には被害児童および保護者と相談の上で対応させていただきます。

最後に、いじめ問題の解決には、保護者や教職員など児童の身の回りの大人がいじめについての法的理解を共有し、信頼関係を構築した上で協力して問題に対処していくことが不可欠です。保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



「子どもらを被害者に 加害者にもせずに この街で暮らすため、まず何をすべきだろう」

Mr.Children 『タガタメ』